

令和3年度広島県公立高等学校秋季入学のための選抜を受検する皆さんへ ～新型コロナウイルス感染症等への対応に関するお知らせ～

1 受検に当たっての留意事項

令和3年度広島県公立高等学校秋季入学のための選抜を受検する皆さんが、安全・安心に受検できるように、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～に基づき、次の点について御協力をお願いします。

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕及び3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努めてください。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用してください。
- (3) 検査当日、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をお願いします。
- (4) 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をしてください。37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診してください。この場合、当日の受検はできません。なお、当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合でも、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要がないと診断された場合は、当日、出身中学校又は志願先高等学校に申し出てください。この場合は、別室での受検となります。

2 受検者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応

(1) 受検できない者

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等は、受検は認められません。

ただし、条件を満たしていれば受検可能な場合もあります。受検できない場合等については、右表「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について」のとおりです。

(2) 受検機会の確保

(1)の受検できない者に対して、「3 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施について」のとおり、追検査を実施します。

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について		
入学者選抜当日の受検者本人の症状等		受検の可否
陽性者	—	×
濃厚接触者	PCR検査（※1）待ち又は検査結果待ち	×
	PCR検査の結果が陰性かつ無症状	△ (別室)
接触者	PCR検査待ち又は検査結果待ちかつ無症状	△ (別室)
	PCR検査の結果が陰性又はPCR検査の必要がないと診断かつ無症状	○
37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者（※2）	PCR検査待ち又は検査結果待ち	×
	PCR検査の結果が陰性又はPCR検査の必要がないと診断	○ (別室)
同居の家族に発熱等の風邪症状がある者	無症状	○

○ 受検可能
 × 受検不可能
 △ 次の条件を満たしている場合は受検可能
 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、旅客船等）を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて試験場に行く。

※1 PCR検査とは、初期スクリーニング（自治体におけるPCR検査及び検査所における抗原定量検査）のことをいいます。

※2 受検者は、入学者選抜当日の朝に、必ず各自で検温をしてください。当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要がないと診断された場合は、別室での受検となります。当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、上記以外の者は、医療機関を受診してください。当日の受検はできません。

3 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施について

(1) 手続

ア 志願者及び出身中学校長

2 (1)受検できない者のうち、追検査を希望する者は、追検査受検願（令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項〔以下「実施要項」という。〕様式第20号）の書類に必要事項を記入し、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。なお、検査当日の医師の診断書は必要ない。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、追検査受検願（実施要項様式第20号）の書類を志願先高等学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

出身中学校長は、追検査受検願（実施要項様式第20号）及び追検査受検願提出者名簿（実施要項様式第21号）の書類を令和3年9月14日（火）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。なお、提出に当たっては、志願者が提出した追検査受検願（実施要項様式第20号）の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

出身中学校長は、下記イにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第22号）を追検査受検希望者に交付する。

イ 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、追検査受検願等の提出を受けたときは、その内容を確認し、追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第22号）を出身中学校長に交付する。

また、追検査受検願提出者名簿（実施要項様式第21号）の原本に必要事項（中央の罫線の上の「区分」及び「備考」欄、中央の罫線の下「中学校名」「日付」及び「高等学校名」）を記入し、ここまで記入したものをコピーする。コピーしたものに公印を押印の上、出身中学校長に交付する。なお、追検査受検願提出者名簿（実施要項様式第21号）の原本は志願先高等学校で保管すること。

志願先高等学校長は、県立高等学校にあつては県教育委員会に、市立高等学校にあつては市教育委員会に速やかに連絡する。

(2) 選抜

ア 検査方法

各高等学校が定める秋季入学のための選抜の検査方法に準じて実施する。

イ 実施期日

実施校の校長が、9月30日（木）までの期日で別に定める。

ウ 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

エ 実施場所

志願先高等学校

オ 合格者の決定

高等学校長は、各高等学校の学科等の特色を踏まえ、調査書及び検査等の結果によって当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、入学定員外で若干名決定する。

カ 合格者の発表

実施校の校長が別に定める。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今後も必要に応じて追加的な措置を実施する場合があります。